

法的には、18～20才は、何と呼称されるの？

先に当 HP の掲示板でお尋ねしました「法的には、18～20才までを何と呼ぶのか？」に、メル友から色々返信がありました。

結論から先に云えば、少年法上は「少年」、母子及び寡婦福祉法上は「児童」に該当するとか。詳細は、以下の通り。

- a. 医学的には、新生児とは、概ね生後4週をいう。
- b. 児童福祉法上は、乳児とは誕生～満1歳まで。幼児とは満1才～小学校就学の始期に達するまで。少年とは、小学校就学の始期～満18才に達するまで。故に、児童福祉法上は、児童とは誕生～満18才まで。
- c. 少年法上は、誕生～満20才までが少年。満20才以上は成人。
- d. 学校教育法上は、小学生は学齢児童、中学生は学齢生徒、高校生は生徒、大学生は学生。
- e. 母子及び寡婦福祉法上は、誕生～満20才までは児童。

法律毎に子どもの年齢層の呼称が異なるとは、……。厳密には、「児童」という時には、一々「法上の児童は、……」と云うとなると、面倒なこと、この上なし！

大人は、「今の子どもは何を考えているのか、よく解らない」といいますが、社会(?)の規範である法的な呼称がこの状態で、子どものことを「解らない」と大人は云えるのでしょうかね。私は大人ですが、この件に関しては、今は「何が何だか、さっぱり解らない！」。

新たな疑問も発生。

青年とは、どの年齢層をいうのでしょうかね。青少年とは、前・犯罪者予防更正法上は中学～高校の年齢層をいったとか。厚かましい私のように「一生、青春！」といえ、
「一生、青年」ということになりますよね。

児童福祉法上の定義・表記に従えば、もし就学猶予、免除の手続きをして就学始期に至らない子どもは、いつまでも児童福祉法上は、「幼児」ということになるのでしょうか？

更なるアドバイスを！また、記載間違いがあれば、教えてください。

(2003年04月23日記)